

[提言]

**「戦後」を超えて、
世界の平和創造を主導する日本へ**

**平成28年（2016年）3月
サイバー適塾第14期
安全保障グループ**

目次

はじめに ～我々が考える「日本のあるべき姿」～	1
第1章 日本の戦後70年	2
1－1．戦後の日本の歩み	2
1－1－1．敗戦復興と国際社会復帰	2
1－1－2．高度経済成長から経済大国へ	2
1－1－3．日本経済の低迷と安全保障政策の転換	2
1－2．日本を取り巻く国際環境の変化	3
1－3．現政府の取り組みと国民の向き合い方	4
第2章 日本が果たすべき役割と実現するための課題	5
2－1．日本が国際社会に対し果たすべき役割	5
2－2．実現するための現状と課題	5
2－2－1．課題1 安全保障に対する国民意識の向上	5
2－2－2．課題2 安全保障に対する国民理解の向上	6
第3章 提言	7
3－1．提言1 国民の主体性を養う教育体制を充実させるべき	7
3－2．提言2 日本全体の安全保障リテラシーを底上げするべき	8
3－3．提言3 外交力を磨き、世界の平和創造に貢献するべき	9
3－4．提言に込めた思い	10
第4章 おわりに ～「あるべき姿」の実現に向けて～	12
資料・図表	13
語句の補足説明	16
参考文献	24
視察でお世話になった訪問先	27
サイバー適塾 第14期生 安全保障グループ名簿	28

はじめに ～我々が考える「日本のあるべき姿」～

「戦後」を超えて、世界の平和創造を主導する日本。

これが、我々サイバー適塾第 14 期生安全保障グループの思い描く、日本のあるべき姿である。

我々はまず、経済界を代表する有識者として、2015 年度関西経済同友会安全保障委員会委員長である佐藤潤氏（株式会社昭和丸筒 代表取締役会長）のご講話により、日本が置かれている安全保障の現状について、問題提起を頂いた。

さらに、大阪大学理事・副学長 星野俊也先生にご指導を仰ぎ、安全保障を含む日本を取り巻く国際環境、日本外交の現状と課題などについて、幾多のご講義を頂くとともに、激しく議論を重ねた。

また、活動の一環として、国内調査として訪れた東京及び横須賀では日本における安全保障の実情と課題を、海外調査として訪れたドイツ・ベルリンでは先の大戦で同じく敗戦国となったドイツの軌跡を、それぞれ複数の有識者との間でヒアリング及びディスカッションを行い、日常では知ることのできない数多くの気づき、視座を得ることができた。

日本は、戦後 70 年の歩みの中で、長きに亘り平和と経済的繁栄を享受することができた。しかし今、国際秩序の枠組みや安全保障環境は大きく変わりつつある。米中パワーシフトのうねりによる東アジア情勢の不安定化や中国の新経済秩序形成への動き、ISIL などテロ組織との戦い、国境を越えたサイバー攻撃など、新しい形の脅威が急速に拡大している。

国内に目を向けると、2015 年夏、今の日本を象徴する 2 つの事象があった。1 つは、安倍首相が発表した「戦後 70 年談話」において、平和国家・日本として将来への前向きなメッセージが発信されたこと。もう 1 つは、平和安全法制論議において、国会やその周辺における非生産的議論の応酬と冷めた世論という実態から見て取れるように、安全保障に対する国家・国民の意識の未熟さが顕在化した。それはつまり、敗戦のトラウマと結果的平和によって思考停止し、主体性を失った日本の「戦後」を現す象徴的出来事である。

世界は、グローバル化が進み有機的なつながりを日に日に高めている。日本の平和と安全は、もはや日本一国では確保できず、経済的繁栄は世界の平和と安全の中にこそある。日本は、国際秩序の単なる受益者から、国際秩序の安定と形成を担う立場へと変化が求められている。

日本は、「戦後」が生み出した主体性の喪失を乗り越え、世界の平和創造を主導していくべきである。これは、未来に対し責任を持つ成熟した国家・国民となり、さらに、日本人の叡智をもって、世界と人間一人ひとりの真の平和と繁栄実現へ不断の努力を続ける、ということである。それこそが、「戦後を超える」ことであると我々は考えるに至った。

安全保障は、軍事面においてのみ論じられるものではなく、生活に直結する身近な問題である。我々は、安全保障の専門家ではないが、それゆえ国民目線に立った提言ができ、そこに意義があると考ええる。戦後 70 年という節目の今だからこそ、提言すべきことがある。以降に述べる提言が、「戦後」を超えて、「日本のあるべき姿」を実現する一助となることを望んでやまない。

第1章 日本の戦後70年

本章では、戦後日本の歩み、国際環境の変化、そして、現政府の取り組みと国民の向き合い方について振り返る。

1-1. 戦後の日本の歩み

1-1-1. 敗戦復興と国際社会復帰

日本は、アメリカを中心とする連合国による占領下において、民主化と非軍事化に取り組み、その象徴ともいえる日本国憲法を1946年に制定した。そして、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を三原則とする新憲法での国づくりを進め、1951年のサンフランシスコ講和条約への調印、翌年の発効をもって日本は主権を回復した。

その後、世界銀行、IMF、GATTに加盟、そして1956年には国際連合への加盟を果たし、国際社会へ復帰を遂げた。

国防については、警察予備隊の設置、その後の保安隊への改組を経て、1954年に自衛隊を設立し、日米安全保障条約（1951年締結、1960年改定）に基づき、自国の防衛力だけでなくアメリカの軍事力に依存する軽武装・低予算な安全保障体制を確立した。

1-1-2. 高度経済成長から経済大国へ

日本は、1955年から1973年まで年平均10%を超える奇跡的な高度経済成長を遂げ、1968年には国民総生産で世界第2位の経済大国にまで上り詰めた。その内的要因は、質の高い豊富な労働力や技術力、財政・金融政策の成功などであった。一方、外的要因として、戦後アメリカを中心に築かれた自由貿易体制が日本製品の輸出を受け入れたこと、さらには、日米安全保障体制により経済成長に専念できたことが大きかった。

しかし、国際的な自由貿易の発展に対する貢献意識の低さと、一国主義・国内市場保護主義の姿勢は国外より批判を受けることとなり、アメリカとの間においても1960年代後半以降長期間に亘り経済摩擦が起こった。

こうした批判をふまえ、1970年代にはアジア諸国を中心に直接投資を開始、日本企業の生産・技術移転や資源開発支援などを進めることで貿易相手国との相互依存関係を構築し、国際的な経済発展に努めた。特に、国際貢献の手段としてODA（政府開発援助）による経済協力を推進し、1989年には世界最大の援助国となった。途上国の経済発展と社会的安定に貢献したこれらの取り組みが、国際社会における日本に対する信頼を高めたといえる。

1-1-3. 日本経済の低迷と安全保障政策の転換

1990年代に入るとバブル経済が崩壊、その後「いざなぎ景気」はあったものの飛躍的な景気回復には至らず、近年では2009年のリーマンショックの影響などにより、日本経済は長らく低迷してきた。この低迷は、経済大国である日本の自信を喪失させ、経済力を背景に国際社会で存在感を示してきた取り組みを見直す契機となった。かつて世界一であった日本のODA実績額（支出純額ベース）は、

2001 年アメリカに抜かれ、その後、イギリス、ドイツ、フランスにも抜かれ、2014 年（暫定値）は世界第 5 位、金額はアメリカの 1/3 以下※1 になった。

こうした長い経済低迷と共に、日本の社会は、少子高齢化や社会保障費の増加、先進国で最悪水準の政府債務残高など解決すべき問題を多数抱えており、その対応も急務となっている。

安全保障面では、1990 年の湾岸戦争において、多額の資金援助を行ったものの人的な貢献がでなかったために国際社会から不評を受けたことは、日本に大きなショックを与えた。これを契機として 1992 年の国際平和協力法（PKO 協力法）成立、1997 年の日米防衛ガイドライン改定などを経て、国外における自衛隊の活動範囲を拡大させたことは、日本の安全保障政策の転換点となった。

1 - 2. 日本を取り巻く国際環境の変化

1989 年のマルタ会談とその後のソ連崩壊により、第 2 次世界大戦以降続いた米ソの冷戦構造は終焉し、世界の安全保障環境は大きな転機を迎えた。

近年、中国は急速な経済成長に伴い軍事力の増強を進め※2、アジアでの存在感を増大させている。また、南シナ海・東シナ海における領有権問題に見られるように、既存の国際秩序に反した覇権の拡大を試みており、アメリカ、そして日本を含む近隣諸国との偶発的軍事衝突の危険性※3 が高まっている。アメリカの国際的影響力の低下と中国の大国化によるパワーシフトは、国際秩序にとって大きな不安要素となっている。

また、北朝鮮は、国際社会の制止を無視した核兵器や弾道ミサイルの実験を強行するなど軍事的な挑発行為を繰り返し、日本を含む周辺地域へますます大きな脅威を与えている。

他方、世界全体では、非伝統的脅威が拡大している。2001 年 9 月 11 日に発生したアメリカ同時多発テロ以降、非国家主体によるテロの脅威は増大※4 しており、近年では ISIL によるテロや人権侵害が国際的な脅威となっている。さらに、宇宙・サイバー空間などの国際公共財（グローバル・コモンズ）の安定的利用に対するリスクが深刻化している。特に、国家・企業の秘密情報の窃取や、基幹的な社会インフラシステムの破壊を意図したサイバー攻撃は、日本の政治や経済活動にとっても脅威である。

そして、グローバル化の進展は国際社会に繁栄をもたらす一方で、貧困、感染症、環境破壊、食糧不足、難民、災害など個人の生存と尊厳を脅かす「人間の安全保障」の問題を生み、昨今は重要かつ緊急な課題となっている。これまで国家の安全保障で見落とされていた「人間一人ひとりの平和」についても考える必要が出てきた。

国際経済に目を移すと、自由貿易協定（FTA）の乱立による貿易システムの分極化・非効率化や中国のアジアインフラ投資銀行（AIIB）設立などに見られる自国基準の普遍化への動きが出てきている。これらは、国際自由貿易体制にとって必ずしも好ましい方向ではなく、ブロック経済化が第 2 次世界大戦の要因となったことを踏まえ、安全保障の観点からも国際経済秩序の安定を維持することは必須である。今後も国際情勢や脅威の変化は著しく、グローバル化により国家間の相互関係が一段と強まる中、その変化に柔軟に対応し課題を解決するためには一国では限界であり、国際協調による国家間の連携した行動が求められる時代となっている。日本においては、日米同盟を基軸にしつつ、その他諸国とも連携を図っていくことが、今後ますます重要になるといえる。

1－3．現政府の取り組みと国民の向き合い方

2012年12月以降、安倍政権は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「投資を喚起する成長戦略」を3本の矢とする経済政策「アベノミクス」に着手し、株価や企業の業績回復など一部で成果が現れ始めている。さらに、昨年9月には新3本の矢として「希望を生み出す強い経済」「夢を繋ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を発表し、少子高齢化対策にも本格的に取り組み始めた。

一方、国際経済面においては、本年2月にアメリカなど12カ国が参加するTPP（環太平洋パートナーシップ）協定への署名を行い、国際自由貿易を一層強化し、地域の平和と安定にも寄与する新たな経済秩序構築に踏み出した。

そして、安全保障面においては、2013年に国家安全保障会議の設置及び日本初の国家安全保障戦略の策定、2014年に防衛装備移転三原則の策定を行った。さらに、2015年9月には平和安全法制を成立させ、集団的自衛権の行使容認などにより同盟国との連携を深め、安全保障体制を強化しつつ、自衛隊が国際貢献を行うための基盤を拡大した。

また、2015年8月の「戦後70年談話」では、国際協調主義のもと、アジアと世界の平和と繁栄に貢献する決意を述べた。日本がこれまで行ってきた国際貢献はいわば「対処型」であり、主体的に国際的な責務を果たすものではなかったが、この決意は、これまでの姿勢からの脱却を期待させるものである。日本が平和国家として他国に軍事的脅威を与えることなく、平和な社会を実現してきたことは大いに評価されるべきである。

しかしながら、昨夏の平和安全法制成立に至る国会内外の混迷した過程及び成立後の世論の静まりを見る限り、政府と国民が健全に議論を尽くし、未来に向かって進んでいるとは思えない。そこで露呈した問題は、安全保障に対する国家・国民の意識の未熟さである。これは、敗戦のトラウマによる軍事アレルギーと長年の平和を結果的に享受してきたことにより、安全保障に対して思考が停止し、主体性を失った日本の「戦後」の姿そのものである。

第2章 日本が果たすべき役割と実現するための課題

本章では、日本が国際社会に対し果たすべき役割とそれを実現するための2つの課題について述べる。

2-1. 日本が国際社会に対し果たすべき役割

日本は、経済力や技術力、それらを裏打ちする勤勉さや繊細さといった気質を備えた人的資源、国際社会からの信頼、自由・民主主義・人権といった基本的価値観、そして、豊かな文化や伝統など、様々な強みを高いレベルで兼ね備えた世界でも有数の国家である。グローバル環境が劇的に変化し複雑化する中、日本は、国際社会における主要なプレーヤーとしての役割を果たすに相応しい実力を、これまで以上に積極的に発揮すべきである。

日本が、世界における安全保障問題の解決に取り組むにあたり、自国を守るために必要な防衛力・抑止力を保持しつつも、他国にいたずらに軍事的脅威を与えない平和的・外交的なアプローチを行うという原則は、今後も堅持すべきである。その上で、日本が前述の強みを活かしながら、国際秩序の安定や紛争解決などに向けて従来よりも主導的な役割を果たし、人間一人ひとりが平和を享受できる世界を実現することは、日本の国益を守る上でも必要不可欠であり、また、経済大国かつ主要先進国としての責務である。

日本が国際社会に対し果たすべき役割の一例として、紛争及び災害地域の復興や発展途上国の成長支援拡充が挙げられる。日本の経済力と人的貢献を伴う質の高い技術力を活用したインフラ構築支援などは、直接的な効果だけでなく、技術供与や人材育成といった形で、当該地域の持続的な成長にも資することになる。また、日本が戦後培ってきた国際的な信頼という強みも、円滑な現地活動の一助となる。そもそも貧困は暴力の温床であり、貧困に立ち向かうことは、経済成長とそれに伴うグローバル市場の拡大に寄与することに加えて、テロや紛争の芽を摘むことにもつながる。

加えて、国際的なルールづくりに向けた不断の外交努力など、日本は国際社会において多層的な働きかけを強化し継続しなければならない。日本が持つ強みを発揮し、戦略的な行動により国際秩序の安定に尽力することこそが、日本が国際社会に対し果たすべき役割である。

2-2. 実現するための現状と課題

2-2-1. 課題1 安全保障に対する国民意識の向上

戦後70年に亘る平和の享受により、日本国民にとって平和であることが当たり前となってしまった。それゆえに、国民は自国の安全保障について自ら考え、判断し、行動する主体性を失い、国際情勢に対する国民の感度も鈍ってしまったと考える。

安全保障に対する国民の意識の低さは、2015年3～4月に実施された「第47回衆議院議員総選挙全国意識調査」※5に表れている。選挙において国民が考慮した政策課題として、第1位の「景気対策」が55.9%であった一方、「外交・防衛」は17.4%にとどまり、他の政策と比較して安全保障に対する関心は低いという結果が示された。昨今、日本の平和と安全を脅かしかねない事案が度々発生しており、安全保障に対する国民の関心は徐々に高まっている。

しかしながら、国民は、経済や社会保障など自らの生活や将来に影響を及ぼす問題と同じ意識レベルで安全保障問題を捉えていないといえる。

また、内閣府の「平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」※6 では、政策決定に対する若年層の参加意識が、他国と比べて非常に低い水準にあることが示されている。このままでは、安全保障政策に対する国民の意識がさらに低下する事態を招きかねない。

日本が国際社会においてしかるべき役割を果たすためには、その必要性が国民に正しく理解されなければならない。リスクや負担を許容し分かち合う姿勢と共に、「自分の国は自分で守る」という意識を国民の中に醸成することが重要であると考えます。また、グローバル社会におけるビジネスの成否と継続は、世界の平和と秩序安定に大きく依存していることも、強く認識しなければならない。

国家の安全保障とは即ち、国民一人ひとりの安全保障である。国民が主権者として主体性を持って安全保障政策に向き合うことが、日本が強みを活かし国際社会に果たすべき役割を実現する上で必要不可欠な課題であるといえる。

2-2-2. 課題 2 安全保障に対する国民理解の向上

2015 年 9 月に平和安全法制が成立した直後のマスコミ各社による世論調査では、8 割近くの国民が「政府は十分説明していない・不十分だ」と回答※7 した。国民に対する説明責任、コンセンサスを得る姿勢が政府に欠けていたことが、同法制に対する国民の本質的な理解が得られなかった要因の 1 つであると考えます。

政策の質と国民の理解は不可分な関係にある。刻一刻と状況が変化する国際社会においては、取り組むべき課題を能動的に設定し、迅速に政策決定・実行を図っていく必要がある。しかしながら、国民の理解不足ゆえに政策の質やスピードを落とすことがあっては、国際貢献どころか世界の潮流から乗り遅れ、我が国が目指す安全保障環境の構築はままならない。

また、長年に亘り自民党一党優位体制が続いた弊害のためか、与野党間で争点がずれ、安全保障政策に関する議論が、本質を突いていないケースが散見される。政策検討・立案の大部分を政府に頼る状況が現在のまま続けば、安全保障政策が政権政党や政治家、官僚の質に大きく左右され、その継続性や実効性の担保が困難な状況が起こりうる。さらには、日本の安全保障に関する政策や取り組み姿勢に対して、国内外からの信頼を損なう事態に陥る可能性もある。

安全保障政策の基盤は、政府・専門家レベルにおける高度で充実した議論と、国民のそれに対する理解と信頼にある。しかしながら、プロフェッショナルな立場から本質的かつ建設的な議論を支え、政府の政策判断とその背景・経緯に関する国民の理解を促す社会的な仕組みが、日本国内に整備されているとは言い難い。それゆえに、我が国全体、とりわけ国民の安全保障リテラシーは低い水準にとどまっているといえる。この社会的な仕組みを整備することが、安全保障政策の質の低下や実行の遅滞を防ぎ、国内外から信頼される効果的な国際貢献を実現するための課題であると我々は考える。

第3章 提言

これまで、我々が考える「日本のあるべき姿」の実現に向け、国民が主権者として主体性をもって安全保障に向き合うことと、専門的な立場から本質的かつ建設的な議論を交え、政府の政策判断と国民の理解を促す社会的な仕組みがないことが課題である、と述べてきた。

本章では、これらの課題を克服し、自国を守るために必要な防衛力・抑止力を保持しつつも、他国に対しいたづらに軍事的脅威を与えず、平和的・外交的なアプローチによって国際紛争を解決することで、日本が世界の平和と日本の国益向上を主体的に実現できる国となるために、我々は以下3点を提言する。

提言1 国民の主体性を養う教育体制を充実させるべき

提言2 日本全体の安全保障リテラシーを底上げするべき

提言3 外交力を磨き、世界の平和創造に貢献するべき

3-1. 提言1 国民の主体性を養う教育体制を充実させるべき

日本が、世界平和の実現と自国の国益向上に向け政策を実行するためには、国民一人ひとりが豊かで偏りのない知識や能力を持ち、自分の意志で判断するという主体性を持って行動することが必要である。

その主体性を養うために、我々は、自分の意志で判断ができるようになるための主権者教育と、豊かで偏りのない知識や能力を持つための歴史・国際関係教育を充実させるべきであると提言する。

(1) 主権者教育の拡充 ～自分の意志で判断ができるようになるべき～

主権とは、国の政治のあり方を最終的に決める権利であり、主権者には、その責任がある。日本においては、主権は国民一人ひとりにある。国民が、自らの権利と義務を理解した上で、国や社会の問題を自分事として捉え、考え、判断し、行動できるようになることが、我々の考える主権者教育である。

ドイツでは、民主主義の根本理解に繋がるものとして、政治に関する教育が必修とされていることに加え、国民と政治をつなぐイベントを行政が積極的にサポートするなど、社会に対する関心を育みながら、政治問題に対し自分の意志で判断を行う意識の醸成に取り組んでいる。例えば、公的機関であるBPB（連邦政治教育センター）がその役割を果たしている。

日本においても、2020年度以降の新学習指導要領において、アクティブ・ラーニングの手法を用いた主権者教育などを行う「公共科」を設けようとしている。我々は、この計画を実施するにあたり、各界の専門家を巻き込み、政治的中立性と選択肢を確保しつつ、小中高生だけではなく、より幅広い世代を対象に主権者としての意識啓発に取り組むことで、自分の意志で判断できる層を増やすことに繋がると考える。

2016年4月から、日本でも18歳から選挙権が付与される。選挙とは、まさに主権者として意志を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であり、今こそ取り組むべきである。

(2) 歴史・国際関係教育の拡充 ～豊かで偏りのない知識や能力を身に付けるべき～

豊かで偏りのない知識や能力とは、ものごとの過去・現在・未来を知ることと、自己と他者を満遍なく知ることから育まれるものだ我々は考える。また、過去・現在・未来を知ることとは、歴史を学ぶことであり、自己と他者を知ることとは、国際関係を学ぶことであると考えます。

歴史及び国際関係を学ぶ場として、日本史と世界史を統合した近現代史の授業を確立すべきである。そこでは、「いつ・何が」だけではなく、「なぜ・どのように」などを大局的・構造的に深く理解させることで、日本と世界を繋げる視野と、考える力を培うものである必要がある。

ドイツでは、政治・国語・宗教など様々な授業において、過去の克服と呼ばれる教育を実施している。そこでは、負の歴史について教科書から学ぶことに加え、「なぜ・どのように」を対話型で想像する学びを通じ、同じ過ちを犯さないようにする取り組みが行われている。また、過去の反省から、政治的難民受け入れに対しても、真摯な対応をしている。このような姿勢は、ドイツが戦後、国を挙げて取り組んできた歴史と国際関係教育の成果だと捉えることができる。

日本においても、2020 年度以降、日本史と世界史を融合し近現代を考える「歴史総合科」を新たに必修科目として設けることが検討されている。まさにその中で、「なぜ・どのように」を対話型で想像する学びを実践し、世代を超えて日本と世界について幅広く考える場を生み出すことで、豊かで偏りのない知識や能力を身に付けることに繋がると考える。

3-2. 提言 2 日本全体の安全保障リテラシーを底上げするべき

安全保障政策の基盤は、政府・専門家レベルにおける高度で充実した議論と、国民のそれに対する理解と信頼にある。この高度で充実した議論と国民の理解・信頼を養い、日本全体の安全保障リテラシーを底上げするには、我々は、国際情勢に機敏に反応しつつ、継続性と専門性をもって安全保障政策に携わるプロフェッショナル層の拡充と、国民の理解を促進させるバランス感覚のある情報発信を、産官学が連携し促進すべきであると提言する。

(1) 安全保障に関するシンクタンクを拡充するべき

政府が、国際情勢に機敏に反応しつつ、継続性と専門性をもって安全保障政策を実行するためには、政府の外に、客観的な情報や視点を提示する「安全保障のプロフェッショナル」な担い手が必要である。

日本では、安全保障が実生活と深く関わっているという意識が低いため、安全保障を専門とするシンクタンクの重要性が十分に認識されておらず、その結果、プロフェッショナル層が不足している。

一方、ドイツでは、産官学が連携し、安全保障を専門とするシンクタンクの拡充に取り組んでいる。その代表的な機関である SWP（ドイツ政策財団 国際安全保障研究所）においては、エリア・軍備・新たな脅威など多様な分野ごとに多数のプロフェッショナルがおり、今後発生すると思われる事態に対し、先行研究を行い、政府や企業に対し政策提言や情報提供を行っている。

我々は、先行き不透明な世界情勢の中において、今後も継続的に平和と繁栄を築くため、安全保障のプロフェッショナル層を拡充し、活用すべきだと考えるに至った。具体的には、経済界は既存のシン

クタンクにおいて安全保障研究の拡充に努めるべきである。政府は、シンクタンクへの財政支援を行うと共に、産学との人材交流を推進するべきである。さらに、経済界と一体となって、日米同盟の枠組みにおいて、質・量ともに充実しているアメリカの安全保障シンクタンクとの交流や連携を促進するべきである。また、学界は、バランスのとれた安全保障研究の機会を広げ、プロフェッショナル人材の育成・輩出を担うべきである。

(2) 国民へのバランス感覚のある情報発信をするべき

当初、我々の安全保障に関する知識は、一般的な報道などに基づく情報レベルであった。その後、安全保障に関する研究者や自衛官といったプロフェッショナルとの対話や、我々メンバー内での議論を重ねたことで、わずか半年という短期間で、安全保障リテラシーの一部となりうる知的視野（スコープ）を持つことができた。これは、専門性に富むだけでなく、バランスのとれた情報を提供して頂いたことに加え、質の高い議論の一端を垣間見ることができたおかげである。このような経験は、安全保障政策に対する国民の理解と信頼を醸成するために、国民一人ひとりに幅広く提供されるべきである。

我々は、その役割を上述で拡充したシンクタンクで研究を進めるプロフェッショナル層に求める。そして、そのプロフェッショナル層が、公共の場において、安全保障政策や国際情勢について、偏りがなく選択肢のある情報を発信すると共に、質の高い議論を展開することで、国民一人ひとりがバランスのとれた安全保障意識を醸成するために一翼を担うべきである。一方で、世論形成に重要な役割を担うマスコミにおいても、プロフェッショナル層を積極的に紙面や番組などで起用することで、安全保障に関する上質で偏りのない報道を実現していくべきである。また、そうしたプロフェッショナル層が、上述した新学習指導要領における「公共科」において、専門家の一角として授業に参加することで、主権者教育の内容をより充実化させることも可能になると考える。

3-3. 提言3 外交力を磨き、世界の平和創造に貢献するべき

我々は、日本がさらに国際社会から信頼され、グローバルビジネスの拡大と国民生活の平和と安定を果たすためには、国家安全保障に対する国民意識を向上させ、日本が取るべき政策について本質的な議論を繰り広げることができる土壌を確立させつつ、その成果を積極的に国際社会に発信し、行動していくべきだと考える。

その際には、日本の強みである経済力・技術力、日本人の叡智もまた、活かすべきである。

それらを基に、日本は人間一人ひとりが平和を享受できる世界を確立するという意志を持ち、国際社会における主要なプレーヤーとして行動し、また、他国からそのような存在として認められるだけの外交力を磨いていくべきである。そして中でも、混乱や貧困に直面する地域の安定といった課題に対し、ODA と PKO を戦略的に活用し取り組んでいくべきである。

これらを実践することで、まず日本は世界から、他国に不必要な軍事的脅威を与えない平和的・外交的なアプローチによって国際貢献を行う国であると一層信頼されることになる。そして我々国民もまた、国際社会全体の平和創造に向け主体的に取り組む国民であると認知され、グローバルビジネスを進める上でリスクの軽減にも繋がるはずである。

我々は、日本の戦略的外交の中で、ODA と PKO を活用することにより、国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献し、日本の国益向上を目指すべきであると提言する。

(1) ODA の拡充

日本の ODA 実績額（支出純額ベース）は 1989 年に世界第 1 位となり、その後も約 10 年間は 1 位の座を維持したが、2000 年代より予算を徐々に削減した結果、2014 年度実績額（暫定値）は約 92 億ドル、世界第 5 位に位置する。我々は、平和の大きな阻害要因が貧困であるという現実を直視し、「平和国家として、国際社会の平和、安定、繁栄に積極的に貢献する」とした開発協力大綱を推進し、かつての「ODA 抛出大国」としての地位を回復すべきである。

そして、その実現のために、世界の安全保障環境をトータルで捉え、防衛費と ODA 予算を、時宜にかなったバランスで戦略的に活用すべきである。そうすることで、国際社会における主要なプレーヤーとして、世界の平和と繁栄の維持に貢献できると考える。

(2) ODA・PKO の戦略的活用

我々は、防衛大学校で PKO 参加経験のある自衛官との対話から、日本が、国際紛争を解決することで、世界各国から高い評価を得ていることを学んだ。この評価をさらに高めるために、日本は ODA と PKO を、いわば車の両輪のように、戦略的に活用すべきである。

紛争地域は、多くの場合、混乱と貧困に見舞われている。我々が考える日本のあるべき国際貢献とは、秩序の回復・維持だけでなく、その先の復興・繁栄への基盤構築までを支える活動である。

そのためには、秩序・治安を回復させる PKO と、復興・繁栄を支える ODA の両輪を戦略的に活用することが重要である。例えば、南スーダン共和国独立直後の平和と安定維持のために行われている、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）では、PKO として自衛隊が老朽化した浄水施設の解体活動を行い、ODA として JICA が浄水能力向上プロジェクトを実施した。これは、PKO と ODA が連携した「オールジャパン」初の取り組みであり、援助を必要としている地域に平和と安定を、確実かつ迅速にもたらした例である。

我々は、この南スーダンにおける事例のような取り組みを、日本独自の平和的アプローチとしてさらに拡充すべきと考える。こうした取り組みにより、日本は、当該国から一層の信頼感を得るとともに、国際社会からもより認められる国となることができる。そして、その先には、グローバルビジネスを展開できる良質な関係構築が成し得るはずである。すなわちこれが、我々の考える ODA と PKO を両輪として進める日本の戦略的外交である。

3-4. 提言に込めた想い

我々が提示した 3 つの提言は、先にあげた課題を解決するだけのものではない。中国の台頭やアメリカの影響力低下という目前のパワーシフトなど現在顕在化している脅威にはもちろん、その先の新たな安全保障環境の変化に対し、冷静かつ戦略的に、世界の中の日本として対応できる国家・国民となるための必要条件である。

今後日本は、自国の平和と繁栄だけを追い求めるのではなく、国際社会と人間一人ひとりの平和と繁栄を目指し、新しい国際秩序を主導すべきである。

第4章 おわりに ～「あるべき姿」の実現に向けて～

日本は、戦後 70 年の節目である 2015 年 8 月に、戦後 70 年談話として、世界に向けて「積極的平和主義」を発信した。翌月には平和安全法制を可決し、新たな安全保障環境の構築に向け舵を切った。

世界各地では凄惨なテロが拡大し、中東を中心に負の連鎖とも言える戦火が広がり、多くの難民が世界中を彷徨うなど、新たな脅威が生まれている。

さらに東アジアでは、南シナ海・東シナ海における中国の覇権拡大の行動による米中間の緊張や、北朝鮮による核実験、長距離弾道ミサイル発射など軍事的な挑発行為が続き、ますます緊張が高まりつつある。

世界はまさに、パワーバランスが大きく変化するうねりの中にある。このうねりを肌で感じながら、我々は、「戦後を超える」ために必要な日本の安全保障環境の姿と、将来に夢を持つことができる平和で力強い国家を創造するためには何が必要か、侃侃諤諤の議論を重ねた。

我々が、その議論の中で学び、実感したことは、次の 3 点に集約される。

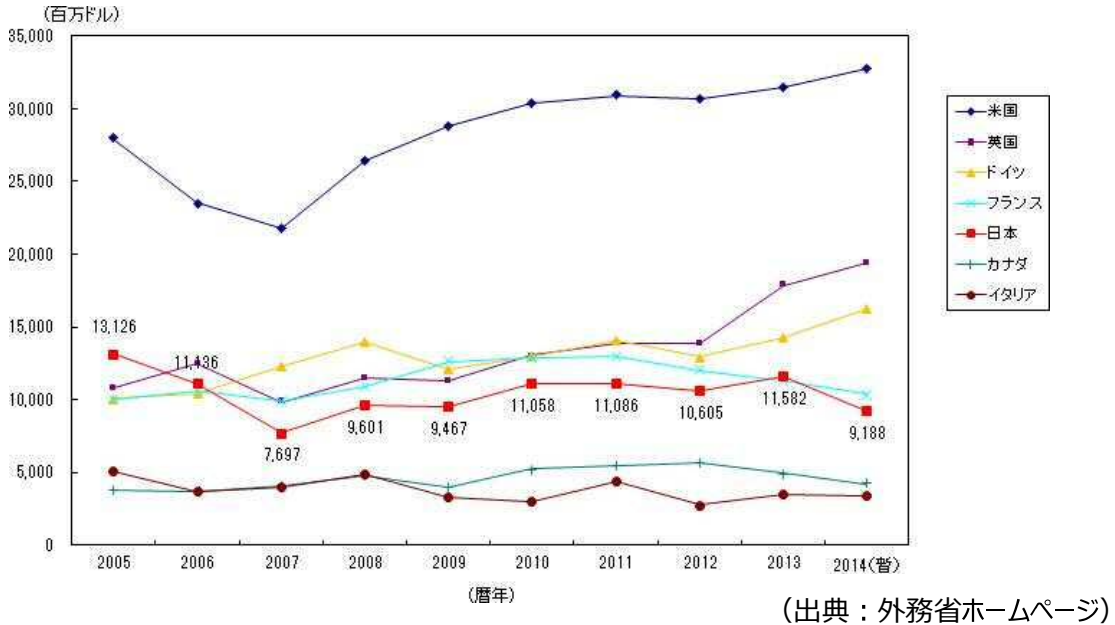
平和とは本来与えられるものではなく、自らの意志と努力で実現していくべきものであること。平和を実現していくためには、決して軍事的なものに限らない、常識的でバランスのとれた智恵と教養が必要であること。そして、安全保障とは、本来ビジネスを含めた我々の平穏な日常生活を根本的に可能とする営みである、ということである。我々は、こうした我々自身が得た学びそのものを、より広く、究極的には国民全体に敷衍することができれば、「戦後を超えた」日本の安全保障環境が形作られていくものと確信し、3つの提言をまとめるに至った。

我々の提言が実現された暁には、例えば国内では、憲法改正や集団的自衛権の運用・行使などについて、より冷静で建設的な議論が可能になるであろう。国外では、軍事力の行使に頼らず、人間一人ひとりの安全で平和な暮らしの実現を目指すというポリシーを携え、改めて国際協調の場に臨むことができるようになるであろう。そして、国内外でひとつひとつ実績を積み上げていくことにより、日本は世界の新しい秩序形成の様々な場面において、ハード、ソフト、経済など多様な視点から事象を捉え、それぞれの当事者としての立場に配慮し、総合的なバランスを作り出すことを主導できる国、即ちスマートバランス力を備えた国として、確固たる地位を築いていくことができると我々は確信する。

被爆や敗戦を経験し、どん底から這い上がった日本だからこそ、その力強さに新しい力であるスマートバランス力が加わった時、世界が目を見張る信頼される国家に変貌することができると考える。夢ある平和な日本を後世に残すために、我々一人ひとりが考えを尽くせるようにならなくてはならない。本提言がその一助となれば幸いである。

【資料・図表】

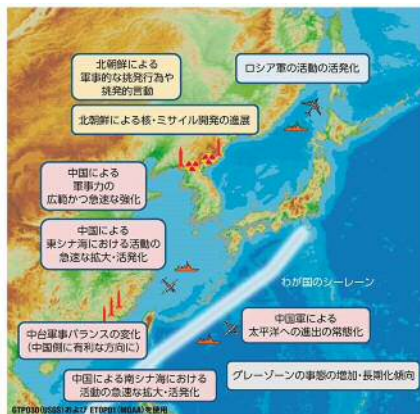
※1 主要援助国の ODA 実績の推移（支出純額ベース）



※2 中国の公表国防費の推移



※3-1 最近の日本周辺の安全保障関連事象



(出典：防衛省「平成 27 年版防衛白書」)

※3-2 日本周辺海域における最近の主な中国の活動（航跡はイメージ）



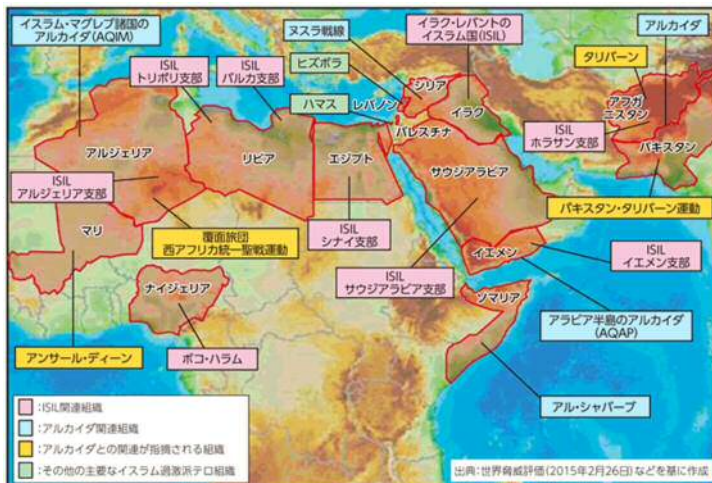
(出典：防衛省「平成 27 年版防衛白書」)

※3-3 日本周辺空域における最近の中国の活動（航跡はイメージ）



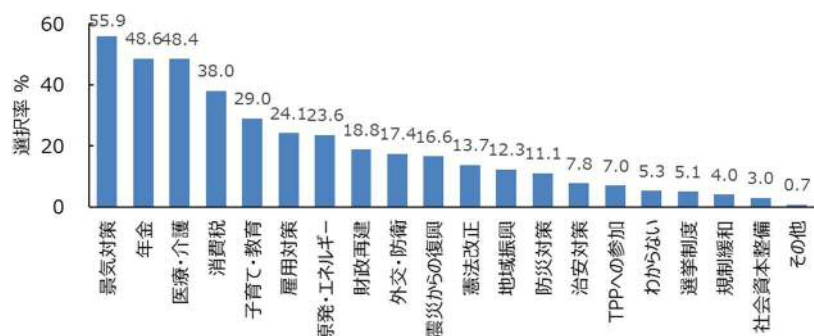
(出典：防衛省「平成 27 年版防衛白書」)

※4 アフリカ・中東地域の主なテロ組織



(出典：防衛省「平成 27 年版防衛白書」)

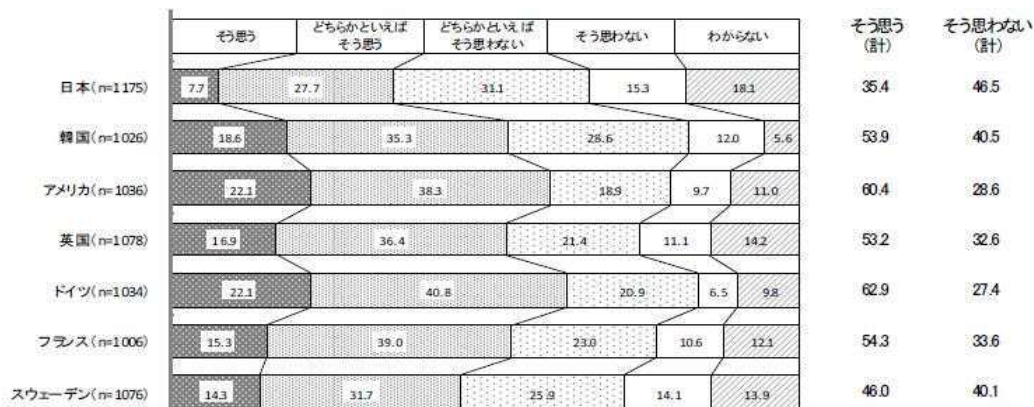
※5 第47回衆議院議員総選挙全国意識調査



(出典：公益財団法人明るい選挙推進協会)

※6 平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査

(質問) 将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい



(出典：内閣府「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」)

※7 平和安全法制成立を受け全国紙・通信社が実施した世論調査

(質問) 安保法について政府・与党は・・・



(出典：しんぶん赤旗ホームページ)

【語句の補足説明】

はじめに

◆安全保障

ある集団が、生存や独立などの価値ある何かを、何らかの手段を講じることにより何らかの脅威から守り、追求すること。伝統的には、国家が、その独立や主権、領土、国民の生命や財産といった価値を、外敵の脅威から軍事力によって守ることを指す。

◆パワーシフト

本提言書においては、国家間で政治、経済や軍事などの力が相対的に変化する状況や現象を指す。また、力の均衡やその度合いを、パワーバランスと呼ぶ。

過去のパワーシフトの例として、第二次世界大戦後の世界は、冷戦と呼ばれるアメリカとソ連の両極体制であったが、ソ連崩壊後から近年に至るまで、世界に大きな影響力を行使できる超大国がアメリカのみとなったことが挙げられる。

◆ISIL（イラク・レバントのイスラム国：Islamic State in Iraq and the Levant）

アブ・バクル・アル・バグダディが指揮するイスラム過激派組織。イラク・シリアの各一部を武力侵略の上、一方的に国家樹立を宣言しているが、国際的に国家として承認されていない。従来のテロ組織とは異なり、潤沢な資金や強力かつ洗練された軍事力を有している。インターネットやソーシャルメディアを組織のプロパガンダに有効に活用するなどして、自らの過激思想を伝播させ、世界各地において多数の同調者や新たな構成員を獲得している。2015年初頭には、シリアにおいてISILによる日本人拘束・殺害事件が発生するなど、ISILの脅威は日本に無縁とは言えない状況となっている。

◆サイバー攻撃

コンピュータシステムやインターネットを利用して、標的のコンピュータシステムやネットワークに不正に侵入してデータの窃取・破壊・改ざんなどを行ったり、機能不全に陥らせたりする行為。政治的な示威行為として行われる攻撃を「サイバーテロ」、国家間で相互に行われる攻撃を「サイバー戦争」と呼ぶことがある。

◆戦後70年談話

2015年8月14日に、安倍内閣総理大臣が閣議決定に基づき発表した声明。安倍談話とも呼ばれる。談話作成にあたっては、2015年2月に設置された有識者会議「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会（21世紀構想懇談会）」が大きな役割を果たした。

◆平和安全法制

2015年9月19日に成立した、自衛隊法など既存の法律の一部改正を束ねたものである「平和安全法制整備法」と、新規制定の「国際平和支援法」の2法を指す。「日本及び国際社会の平和と安全のための切れ目のない体制の整備」を目的として制定された。憲法解釈の変更により、要件付きではあるものの集団的自衛権[※]の行使が容認された。

※集団的自衛権

国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利。

◆グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

第 1 章

◆サンフランシスコ講和条約

第二次世界大戦以来の戦争状態を終結させるために、アメリカ合衆国をはじめとする連合国諸国と日本との間に締結された平和条約。

◆世界銀行

各国の政府または政府から債務保証を受けた機関に対し、融資を行う国際機関。日本は 1952 年に加盟した後、1953 年から借入れを開始し、その資金を大戦後の復興や新幹線などのインフラ整備に充てた。日本は 1990 年には借金を全額返済し、現在では主要出資国の一つとなっている。

◆IMF（国際通貨基金：International Monetary Fund）

国際金融及び為替相場の安定化を目的として設立された、国際連合の専門機関。経常収支が悪化した国への融資や、為替相場と各国の為替政策の監視を行う。日本は 1952 年に加盟。現在、日本による IMF への出資額は世界第 2 位である。

◆GATT（関税及び貿易に関する一般協定：General Agreement on Tariffs and Trade）

1947 年に採択された、自由貿易の促進を目的とした国際協定。日本は 1955 年に加盟。1995 年、GATT の発展解消により、WTO（世界貿易機関：World Trade Organization）が成立した。

◆警察予備隊

1950 年に警察予備隊令に基づき設置された武装組織であり、保安隊の前身。アメリカ軍の朝鮮戦争出動に伴い、日本国内の警察力の不足を補うものとして設立された。

◆保安隊

1952 年に警察予備隊の改編により発足した、日本国内の保安を目的とする武装部隊。後の自衛隊。

◆日米安全保障条約

1951 年 9 月、サンフランシスコ講和条約と同時に日米間で結ばれた条約。講和による占領軍撤退後の日本の安全を保障するため、米軍の日本駐留を定めた。1960 年の改定交渉により、新安保条約（正称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）が締結され、新たに日米両国の共同防衛義務・米軍の軍事行動に関する事前協議制度などが定められた。

◆国内総生産（Gross Domestic Product、略称：GDP）

国内で、1 年間に新しく生み出された生産物やサービスの金額の総和。

◆ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）

政府及び政府関係機関による国際協力活動のために、開発途上国や国際機関に対して行われる公的出資や技術提供などの援助。開発協力を通じて途上国の発展を手助けし、国際社会の平和と安全及び繁栄の確保に貢献することを目的としている。支出総額、支出純額、及び回収額（被援助国から援助供与国への貸付の返済額）の間には、「支出純額＝支出総額－回収額」の関係がある。

◆バブル経済

不動産や株式をはじめとした資産価格が、投機によって実体経済から大幅にかけ離れて高騰する経済状況。日本では特に、1980 年代後半から始まり 1990 年代初頭まで続いた、資産価額の高騰による好況期を指す。バブル崩壊により日本の安定成長期は終焉を迎え、失われた 20 年と呼ばれる低成長期に突入した。

◆いざなぎ景気

内閣府が定義した、第 14 循環と呼ばれる景気循環期間。景気拡大期が 2002 年 2 月から 2008 年 2 月の 73 か月の長期間にわたり、戦後最長の「いざなぎ景気」（57 か月）を超えたものの、実質 GDP 成長率はいざなぎ景気やバブル景気よりも低調であった。

◆リーマンショック

2008 年 9 月 15 日に、アメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象。

◆湾岸戦争

1990 年 8 月のイラクのクウェート侵攻をきっかけに、国際連合が多国籍軍の派遣を決定し、1991 年 1 月にイラクを空爆して始まった戦争。1991 年 2 月に終結。日本は多国籍軍に対して計 135 億ドルの資金協力を行った。クウェートは戦後、参戦国などに対して感謝決議を出したが、日本はその対象に入らなかった。

◆国際平和協力法

1992 年に、国際連合の国連平和維持活動※に協力するために制定された「国際連合平和維持活動などに対する協力に関する法律」の略称。PKO 協力法などの略称が用いられる。2015 年の平和安全法制の成立に伴い、安全確保や駆け付け警護などの業務拡充や、武器使用権限の見直しなど、従来の参加 5 原則の見直しが行われた。また、非国連統括型の国際連携平和安全活動も可能となった。

※国連平和維持活動（Peace Keeping Operation、略称：PKO）

停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者に間接的に紛争解決を促すことを目的とした国際連合の活動。軍事作戦から民事作戦まで、幅広い任務が含まれる。

◆日米防衛ガイドライン

正式名称は「日米防衛協力のための指針」。日米安保体制における日米両国の役割・任務、協力・調整の在り方について、一般的な大枠と政策的な方向性を示すもの。日本有事への対応を中心としていた 1978 年制定のガイドラインは、1997 年の改定により周辺事態へ協力を拡大させた。次いで、2015 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、新ガイドラインが発表された。日本の安全保障法制との整合性も確保しつつ、「切れ目のない」形で日本の平和と安全を確保するための協力を充実・強化した。また、地域・グローバルや宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における同盟の協力の拡がりなどが反映された。

◆マルタ会談

1989 年 12 月に地中海のマルタで行われた、アメリカ・ソ連両国の首脳会談。米ソ冷戦の終結が宣言された。

◆冷戦

第二次世界大戦後の世界を二分した、アメリカを盟主とする資本主義・自由主義陣営と、ソ連を盟主とする共産主義・社会主義陣営との対立構造。

◆南シナ海・東シナ海における領有権問題

中国は、南シナ海に、他国の海岸線ぎりぎりまで含む「九段線」を引いて、南シナ海の大部分とその中の島は自国のものだとして主張している。近年、スプラトリー諸島で暗礁を人工的に埋め立てて軍事拠点化する工事を行っていることが、国際的に問題視されている。

一方、東シナ海においては、1970 年以来、中国及び台湾がそれぞれ日本の尖閣諸島（沖縄県）の領有権を主張しているが、日本国政府は尖閣諸島に領有権問題は存在しないとの立場である。また、日中中間線付近では、中国が新たなガス田開発を単独で進めている。さらに、中国と韓国の間にも、東シナ海における暗礁の領有権を巡る対立が発生している。

◆非伝統的脅威

戦争をはじめとする武力紛争などの軍事的脅威とは異なり、必ずしも国家主体によらない多角的な脅威を指す。直接的な殺傷手段ではなかったり、時間をかけて徐々に顕在化したりするため、危険の認識が難しい場合も多い。また、容易に国境を越え、対処が困難であることも特徴である。テロ、サイバー攻撃、海賊行為、貧困、難民問題、感染症、気候変動、大規模災害、水・エネルギー資源の枯渇、食料不足、不法移民及び難民の大量発生などが挙げられる。

◆国際公共財（グローバル・コモンズ：global commons）

国際的に利用可能な公共財であり、人類が共有する、あるいは共有すべきと考えられている空間や領域を指す。多様な主体のアクセスが可能であるがゆえに、互いの利害の相違の調整や共通の利益の促進のための合意形成が求められるグローバルな公共領域といえる。海洋、宇宙空間、サイバー空間や地球環境などが代表的な例。

◆人間の安全保障

人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促すという考え方。貧困、難民問題、感染症、気候変動、大規模災害、水・エネルギー資源の枯渇、食料不足、経済危機、国内紛争の国際化など、多様な脅威が挙げられる。国家がその国境・国民を守るという伝統的な国家安全保障の考え方だけでは、対応が困難とされる。

◆FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）

2 つ以上の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁などの貿易制限的な措置を削減・撤廃することを目的とした協定。締結国・地域の間での幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を図る。

◆AIIB（アジアインフラ投資銀行：Asian Infrastructure Investment Bank）

アジアにおけるインフラ整備のための資金ニーズ増大に応えることを目的として、中国が提唱し主導する形で、2015 年 12 月に正式に発足した国際開発金融機関。AIIB と一部業務が重複するアジア開発銀行（Asian Development Bank、略称 ADB）の筆頭出資国でもあるアメリカと日本は、ガバナンスがない、出資の透明性に欠けるなどとして、AIIB への参加を見送った。

◆ブロック経済

世界恐慌以後の 1930 年代に、イギリスやフランスなどが自国の植民地などと経済圏（ブロック）を構成し、ブロック内で特惠関税などにより経済関係を強める一方で、第三国に対し関税障壁を張り巡らせるなどして、ブロック内の経済保護を図ったことを指す。これにより、比較的経済規模の小さかった日本の経済が行き詰まり、国策も対外進出に急傾斜することになった。

◆アベノミクス

第 2 次安倍政権により構想・実行されている、デフレからの脱却と富の拡大を目指した「3 本の矢」から成る経済政策。

◆TPP（環太平洋パートナーシップ：Trans-Pacific Partnership、または環太平洋戦略的経済連携協定：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）

環太平洋地域の国々（日本、アメリカ、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド）による経済連携協定（EPA）。物品の関税削減・撤廃だけでなく、サービスや投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野においてルールの構築が進められている。TPP 交渉参加 12 か国の経済規模は、GDP にして世界全体の約 4 割を占める。

◆国家安全保障会議（National Security Council、略称：NSC）

日本の行政機関の一つ。国家安全保障会議設置法に基づき、国家安全保障に関する重要事項及び重大緊急事態への対処を審議する目的で、内閣に置かれる。内閣総理大臣、官房長官、外務大臣及び防衛大臣が、様々な外交・安全保障に関する様々な課題について平素から機動的に実質的・戦略的な論議を行う。

◆国家安全保障戦略（National Security Strategy、略称：NSS）

2013 年 12 月に、日本として初めて策定。国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に関する基本方針を定める文書。日本の安全保障の基本理念・国益・目標を示し、日本を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題、及び日本がとるべき戦略的アプローチを明らかにしている。

◆防衛装備移転三原則

これまでの武器輸出三原則に代わり、防衛装備の海外移転について、新たな安全保障環境に適合させるために、2014 年 4 月に策定された原則。移転の禁止、及び移転を認める場合の厳格な審査と適正な管理から成る。国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築などを通じた国際的な平和と安全の維持への貢献、及び各国との安全保障・防衛協力の強化を目的としている。

第 2 章

◆安全保障リテラシー

本提言における造語。安全保障分野に関して、情報を適切に取捨選択し、理解・解釈・評価・分析した上で、意見表明などの発信行為や、選挙における投票行動などの政治参加の際に活用する能力を指す。

第 3 章

◆BPB（連邦政治教育センター：Bundeszentrale für politische Bildung）

ドイツ内務省下の組織。ドイツ市民に対し、政治教育により政治状況の理解と民主主義的意識の強化を促し、政治的な共同作業をする準備を整える目的を持つ。政治的に均衡の取れた姿勢が取れているかどうか、及び政治的な効果について、ドイツ連邦議会のメンバーからなる理事会がチェックする機能を有する。

◆新学習指導要領

学習指導要領とは、文部科学省が学校教育法などに基づいて定める、各学校における教育課程（カリキュラム）編成の基準。全国のどの地域においても、一定の水準の教育を受けることを可能にする目的を有する。戦後まもなく試案として作成されて以降、ほぼ 10 年ごとに改訂されてきた。

本提言書における「新」学習指導要領とは、2011 年より順次実施されている現行要領の次回改訂版を指し、2020 年前後の実施が見込まれている。2014 年の文部科学省による諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」に基づき、中央教育審議会が 2016 年には答申するとみられる。英語教育の拡充などによるグローバル化への対応、選挙権年齢引き下げなどに伴い国・社会の責任ある形成者を育成するための社会科教育、及び後述のアクティブ・ラーニングの導入などが検討されている。

◆アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者が課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ参加型の学習法の総称。認知的、倫理的、社会的能力、及び教養・知識・経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなども有効な手法であるとされる。前述の文部科学省による諮問では、知識・技能の定着だけではなく、学習意欲を高める上でも効果的だと意義付けられ、新学習指導要領での採用が検討されている。

◆シンクタンク

政治・社会・経済などの様々な分野の専門家を集め、調査・分析、及び課題解決のための政策立案・提言や将来予測などを行う研究機関。

◆SWP（ドイツ政策財団 国際安全保障研究所：Stiftung Wissenschaft und Politik）

1962 年ミュンヘンに設立されたシンクタンクで、2001 年に現在のベルリンに移転。例年発表されている「世界有力シンクタンク評価報告書（米ペンシルバニア大学発表）」の世界シンクタンクランキングにおいて、14 位に入る有力なシンクタンクのひとつ。ドイツ連邦議会や政府に対し、外交や安全保障に関する問題から気候・エネルギー問題に至るまで、幅広い分野の助言・提言を行っている。運営は国からの助成金によるが、調査・研究の独立性や自主性は担保されている。

◆開発協力大綱

国家安全保障戦略も踏まえつつ、ODA の指針を示す「ODA 大綱」（1992 年閣議決定、2003 年改定）を改定する形で定められた、開発途上国への協力活動の大綱。2014 年に本格的な見直しが進められ、翌 2015 年 2 月に閣議決定した。「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指しており、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援などといった取り組みも支援内容に含まれている。基本方針は、① 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、② 人間の安全保障の推進、③ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力の 3 つ。

◆南スーダン共和国ミッション（United Nations Mission in South Sudan、略称：UNMISS）

2011 年 7 月の南スーダン独立に伴い、前身の国連スーダンミッション（United Nations Mission in Sudan、略称：UNMIS）がその任務を終了する一方、平和と安全の定着及び南スーダンの発展のための環境構築支援などを目的として設立された PKO。派遣部隊は、自衛隊の得意分野を活かしたインフラ整備などにより南スーダンの自立的発展に寄与することが期待されており、国連施設の整備や道路補修、国際機関の敷地整備などの施設活動を実施している。その中でも、浄水場内老朽化施設の解体は、ODA と連携した初の案件となった。

第 4 章

◆積極的平和主義

自国の安全だけでなく、国際社会の平和・安定及び繁栄の実現のために、能動的・積極的に行動を起こすことに価値を求める思想。国家安全保障戦略においては、積極的平和主義の理念は「国際協調主義に基づく」という文言とペアで用いられ、これにより一国行動主義的な考え方を排除している。「日本さえ平和であれば良い」という一国平和主義の対極にある概念といえる。

【参考文献】

- ・「内閣総理大臣談話」2015年8月14日 閣議決定
- ・「国家安全保障戦略」2013年12月17日 国家安全保障会議決定 閣議決定
- ・「日本の安全保障政策 積極的平和主義」外務省
- ・「平成27年度版 日本の防衛 –防衛白書–」防衛省・自衛隊
- ・遠藤誠治 遠藤乾 編「シリーズ日本の安全保障 1 安全保障とは何か」岩波書店
- ・防衛大学校安全保障学研究会 編「安全保障学入門」亜紀書房
- ・杉井敦 星野了俊「防衛大学校で、戦争と安全保障をどう学んだか」祥伝社
- ・星野俊也「（強まる地政学リスク（中））国家軸の国際秩序 限界に」日本経済新聞
2014年9月11日
- ・戸部良一 寺本義也 鎌田伸一 杉之尾孝生 村井友秀 野中郁次郎「失敗の本質 日本軍の組織論的研究」中公文庫
- ・加藤陽子「それでも、日本人は「戦争」を選んだ」朝日出版社
- ・高坂正堯「海洋国家日本の構想」中央公論新社
- ・中村隆英「昭和史（上）（下）」東洋経済新報社
- ・池上彰 佐藤優「大世界史 現代を生きぬく最強の教科書」文藝春秋
- ・佐伯啓思「従属国家論 日米戦後史の欺瞞」PHP 研究所
- ・白井聡「永続敗戦論 戦後日本の核心」太田出版
- ・保阪正康「あの戦争は何だったのか 大人のための歴史教科書」新潮社
- ・細谷雄一 編「歴史のなかの日本政治 4 グローバル・ガバナンスと日本」中央公論新社
- ・孫崎亨「戦後史の正体」創元社
- ・小森陽一 成田龍一 本田由紀「岩波新書で「戦後」を読む」岩波書店
- ・服部龍二「外交ドキュメント 歴史認識」岩波書店
- ・文部省「民主主義（一九四八―五三）中学・高校社会科教科書エッセンス復刻版」幻冬舎
- ・ケント・ギルバート「やっと自虐史観のアホらしさに気づいた日本人」PHP 研究所
- ・ケント・ギルバート「まだ GHQ の洗脳に縛られている日本人」PHP 研究所
- ・小林よしのり「新・ゴーマニズム宣言 SPECIAL 戦争論 1～3、新戦争論」幻冬舎
- ・柳澤協二「抑止力を問う 元政府高官と防衛スペシャリスト達の対話」かもがわ出版
- ・渡邊昭雄 秋山昌廣 編著「日本をめぐる安全保障 これから10年のパワー・シフト」亜紀書房
- ・リチャード・L・アーミテージ ジョセフ・S・ナイ 春原剛「日米同盟 vs. 中国・北朝鮮 アーミテージ・ナイ緊急提言」文藝春秋
- ・坂元一哉「日米同盟の難問」PHP 研究所
- ・陳破空「日米中アジア開戦」文藝春秋
- ・宮家邦彦「語られざる中国の結末」PHP 研究所
- ・清水美和「中国問題の核心」筑摩書房
- ・ジー・チェン「中国の中間層と民主主義 経済成長と民主化の行方」NTT 出版

- ・ 浅羽祐樹 木村幹 佐藤大介「徹底検証 韓国論の通説・俗説 日韓対立の感情 vs. 論理」中央公論新社
- ・ 熊谷奈緒子「慰安婦問題」筑摩書房
- ・ 池内恵「イスラーム国の衝撃」文藝春秋
- ・ 内藤正典「イスラームから世界を見る」筑摩書房
- ・ 臼杵陽「世界史の中のパレスチナ問題」講談社
- ・ 村田春樹「日本乗っ取りはまず地方から！ 恐るべき自治基本条例！」青林堂
- ・ 土屋大洋「サイバー・テロ 日米 vs. 中国」文藝春秋
- ・ 土屋大洋「仮想戦争の終わり サイバー戦争とセキュリティ」角川学芸出版
- ・ 矢部宏治「日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか」集英社インターナショナル
- ・ 保阪正康 東郷和彦 富坂聡 宇野常寛 江田憲司 鈴木邦夫 金平茂紀 松元剛「内心、「日本は戦争をしたらいい」と思っているあなたへ」角川書店
- ・ 潮匡人「護憲派メディアの何が気持ち悪いのか」PHP 研究所
- ・ 池上彰「日本は本当に戦争をする国になるのか？」SB クリエイティブ
- ・ 柳澤協二「亡国の安保政策 安倍政権と「積極的平和主義」の罫」岩波書店
- ・ 柳澤協二「亡国の集団的自衛権」集英社新書
- ・ SEALDs「SEALDs 民主主義ってこれだ！」大月書店
- ・ 大沢真幸 姜尚中「日本人が 70 年間一度も考えなかったこと」左右社
- ・ 安倍晋三「新しい国へ 美しい国へ 完全版」文藝春秋
- ・ Alexandra Sakaki「Japan's Security Policy: A Shift in Direction under Abe?」Stiftung Wissenschaft und Politik
- ・ サミュエル・ハンチントン「文明の衝突と 21 世紀の日本」集英社新書
- ・ 大前研一「日本の論点 2016～17」プレジデント社
- ・ ジョージ・フリードマン「100 年予測 世界最強のインテリジェンス企業が示す未来覇権地図」早川書房
- ・ 佐伯啓思「さらば、資本主義」新潮社
- ・ 田中均「日本外交の挑戦」角川書店
- ・ 田中均「外交の力」日本経済新聞出版社
- ・ Brooke A. Smith-Windsor「The Mutual Benefit of Improving Relations Between NATO and Japan Conference Report」Konrad Adenauer Stiftung
- ・ 柳田国男「日本人とはなにか」河出書房新社
- ・ 熊谷徹「ドイツは過去とどう向き合ってきたか」高文研
- ・ 熊谷徹「ドイツ人はなぜ、1 年に 150 日休んでも仕事が回るのか」青春出版社
- ・ 20 世紀を振り返り 21 世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/21c_koso/

- ・「平和安全法制等の整備について」 内閣官房
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html
- ・「「なぜ」、「いま」、平和安全法制か？」 首相官邸
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/heiwa_anzen.html
- ・「海外における対日世論調査」 外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>
- ・「「当たり前を疑う」ドイツの政治教育の現場」 Yahoo!ニュース編集部 2015 年 12 月 7 日
<http://news.yahoo.co.jp/feature/77>
- ・ 明るい選挙推進協会
<http://www.akaruisenkou.or.jp/>
- ・「高等学校等における教科・科目の現状・課題と今後の在り方について（検討素案）（歴史教育，地理教育）」 文部科学省 中央教育審議会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/06/05/1358302_02_02.pdf
- ・「日本の伝統・文化理解教育の推進」 東京都教育委員会
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/bunka/dentoubunka.pdf>
- ・ 外交・安全保障関係シンクタンクのあり方に関する有識者懇談会
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gaikou_anzen_think/
- ・「ODA（政府開発援助）」 外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
- ・「国際協力・ODA について」 JICA（独立行政法人 国際協力機構）
<http://www.jica.go.jp/aboutoda/index.html>
- ・「国連平和維持活動（PKO）」 外務省
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/genba/pko.html

【視察でお世話になった訪問先（順不同）】

1) 国内視察

- ・靖国神社
- ・遊就館
- ・昭和館
- ・公益財団法人世界平和研究所
- ・株式会社日本総研 国際戦略研究所
- ・米国大使館
- ・防衛大学校

2) 海外視察

- ・在ドイツ日本大使館
- ・ベルリン日独センター
- ・ドイツ産業連盟（BDI）
- ・日本経済新聞社 ベルリン支局
- ・連邦政治教育センター（BPB）
- ・ドイツ政策財団国際安全保障研究所（SWP）
- ・ドイツ連邦議会議事堂
- ・ユダヤ博物館
- ・壁博物館
- ・ホロコースト記念碑
- ・イーストサイドギャラリー
- ・ツェツィーリエンホーフ宮殿

【サイバー適塾 第14期生 安全保障グループ名簿】

[担任講師]	星野 俊也	大阪大学理事・副学長
[経済界講師]	佐藤 潤	株式会社昭和丸筒 代表取締役会長 一般社団法人関西経済同友会 安全保障委員会委員長

[塾 生]

(リーダー)	堀 大輔	株式会社電通
(サブリーダー)	住田 隆広	三菱商事株式会社
	岡本 敏治	京阪電気鉄道株式会社
	尾迫 佑樹	サントリービジネスエキスパート株式会社
	北村 浩一郎	鹿島建設株式会社
	久保 範人	鴻池運輸株式会社
	寺島 浩樹	株式会社日立製作所
	西尾 淳	日本電気株式会社
	服部 尚	富士通株式会社
	林 茂樹	JBCC 株式会社
	森岡 さゆり	ダイキン工業株式会社
	山下 次郎	三菱電機株式会社
[事務局]	山田 英貴	サイバー適塾運営協議会